

徳島市ダイバーシティ経営企業認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、年齢・性別・障害の有無・国籍等を問わず多様な人材が活躍できる社会の実現を目指して、その能力を最大限に発揮することができる機会を積極的に提供するなど、ダイバーシティ経営を行っている中小企業者等を「徳島市ダイバーシティ経営企業」（以下「経営企業」という。）として認定し、その取り組みを広く発信することにより、多様な人材が意欲的に仕事に取り組める職場風土の醸成や、働きやすい環境整備の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 市内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者）をいう。
- (2) 常時雇用労働者 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 期間の定めがなく雇用されている者
 - イ 一定の期間を定めて反復して更新され、過去1年以上雇用されている者又は採用時から1年以上雇用されると見込まれる者
 - ウ ア及びイの規定にかかわらず、当該者を雇用する法人の代表者（取締役を含む。）の配偶者若しくは3親等以内の親族又は当該者を雇用する個人の配偶者若しくは3親等以内の親族である者を除く。
- (3) 若者 青少年雇用対策基本方針（令和8年厚生労働省告示第170号）の対象となる35歳未満の青少年をいう。
- (4) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における法定雇用率の対象者のうち、身体障害者にあつては身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳1級から6級までに該当する者を、知的障害者にあつては児童相談所等で知的障害者と判定された者を、精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- (5) 高齢者 高年齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項に規定する高年齢雇用確保措置を講ずる必要がない65歳以上の高年齢者をいう。
- (6) ダイバーシティ経営 多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを創出し、企業価値の創造につながる経営をいう。

(認定対象者)

第3条 経営企業の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、経営企業認定に向けて第6条第2項に掲げる認定要件に計画的に取り組んでいる者とする。

- (1) 本市に主たる事業所、本店又は支店（営業所を含む。）を有する中小企業者
- (2) 本市に住所を有し、本市に事業所を置く個人事業主（前号に規定する中小企業者に相当

する規模のものに限る。)

(3) 本市に主たる事業所を有する中小企業以外の企業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、経営企業認定をしない。

(1) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納している者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種に該当する者

(3) 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有していると認められる者

(4) 公序良俗に反する事業を営む者

(5) 法令遵守上の問題を抱えている者

(6) 本市の指名停止及び指名回避の措置等に相当する行為を行っている者

(7) その他市長が適当でないと認める者

（認定申請）

第4条 経営企業認定を受けようとする者は、ダイバーシティ経営企業認定申請書（様式第1号）及び別紙1認定要件該当表に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 雇用保険適用事業所設置届（事業主控）

(2) 企業概要がわかる書類

(3) 中小企業と確認できる書類

・法人の場合は、登記事項証明書の写し

・個人事業主の場合は、住民票の写し及び開業届出書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（認定基準）

第5条 市長は別紙認定要件該当表に定める認定要件について、次の各号に掲げる基準を全て満たす者を認定するものとする。

(1) 認定要件1～3で各1点以上取得すること

(2) 認定要件1～3及び4の合計で7点以上取得すること

（認定通知等）

第6条 市長は、第4条の申請書の提出があったときは、前条に定める認定基準に基づき、認定の適否を審査し、申請者に結果を通知するものとする。

2 市長は、経営企業認定を受けた者の名称、取り組み等を公表することができる。

（有効期間）

第7条 認定の有効期間は認定日の属する年度以後3年に達する日の属する年度の末日までとする。

（変更届出）

第8条 経営企業は、申請内容に変更があったときは、速やかに、変更届（様式第2号）を市

長に提出しなければならない。

- 2 経営企業は認定期間中、第5条に規定する認定基準を満たさなくなったとき、又は認定継続意思が失われたときは、速やかに取下げ届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（認定取消）

第9条 市長は、経営企業が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定後に第3条第2項に該当することが判明したとき
- (2) 第5条に定める認定基準に該当しなくなったとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をし、又は認定要件達成の遂行に不正があったとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、経営企業として適当でないと市長が認めるとき

（支援内容）

第10条 本市は、経営企業認定を受けた者に、第7条に定める有効期間において次に掲げる支援等を行うことができる。

- (1) 本市の広報媒体を活用した企業紹介
- (2) 経営企業認定ロゴマークの使用許可
- (3) 本市が実施するダイバーシティ経営関連事業への優先的な参加機会の提供
- (4) 本市が実施する中小企業者向け補助金制度の情報提供及び優先的な取扱い
- (5) 認定企業のうち、評価が上位の企業への奨励金の交付

- 2 前項第4号、第5号に定めるものの対象者は、認定経営企業の取り組みを継続し、かつ第3条第1項第1号又は第2号に該当する者とする。

- 3 第1項第5号に定める奨励金の支給基準については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 第4条に定める申請書類を審査し、評価者による5段階評価の得点と、第6条第2項で定めた得点の合計得点が高い者から順次支給する
- (2) 奨励金の支給金額等は、予算の範囲内で市長が別に定めるものとする

（状況把握）

第11条 市長は、取り組み状況把握のため、経営企業に聴取及び現地調査を実施するほか、取り組み状況が分かる書類等の提出を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、認定制度に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月28日から施行する。